千葉市会計年度任用職員の給与及びその他の給付の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和７年１１月２７日

千葉市長　神　谷　俊　一

千葉市規則第５４号

千葉市会計年度任用職員の給与及びその他の給付の支給に関する規則の一部を改正する規則

千葉市会計年度任用職員の給与及びその他の給付の支給に関する規則（令和２年千葉市規則第３２号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（勤勉手当に係る勤務期間） 第２３条の６［略］ ２　前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。 （１）～（４）［略］ （５）前号の規定にかかわらず、会計年度任用職員勤務時間規則第１８条に規定する介護休暇の承認を受けて勤務しなかった期間（育児介護休業法第１１条に規定する介護休業の承認を受けて勤務しなかった期間を含む。）から会計年度任用職員勤務時間規則第４条第１項に規定する週休日、会計年度任用職員勤務時間規則第９条第１項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する時間外勤務代休時間を指定された日並びに会計年度任用職員勤務時間規則第１１条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日を除いた日が３０日を超える場合には、その勤務しなかった全期間 （６）［略］ ［新設］	（勤勉手当に係る勤務期間） 第２３条の６［略］ ２　前項の期間の算定については、次の各号に掲げる期間を除算する。 （１）～（４）［略］ （５）前号の規定にかかわらず、会計年度任用職員勤務時間規則第１８条に規定する介護休暇の承認を受けて勤務しなかった期間（育児介護休業法第１１条に規定する介護休業の承認を受けて勤務しなかった期間を含む。）から会計年度任用職員勤務時間規則第４条第１項に規定する週休日、会計年度任用職員勤務時間規則第９条第１項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する時間外勤務代休時間を指定された日並びに会計年度任用職員勤務時間規則第１１条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日**（第７号において「週休日等」という。）**を除いた日が３０日を超える場合には、その勤務しなかった全期間 （６）［略］ **（７）会計年度任用職員勤務時間規則第１６条に規定する病気休暇の承認を受けて勤務しなかった期間から週休日等を除いた日が３０日を超える場合には、その勤務しなかった全期間**

（７）・（８）［略］ ３　１号職員の**前項第５号**に定める３０日の計算方法については、市長が別に定める。	（８）・（９）［略］ ３　１号職員の**前項第５号及び第７号**に定める３０日の計算方法については、市長が別に定める。

附　則

１　この規則は、令和７年１２月２日から施行する。

２　この規則による改正後の第２３条の６第２項第７号の規定は、この規則の施行の日以後の期間の算定について適用し、同日前の期間の算定については、なお従前の例による。